

会長	副会長	副会長	副会長	事務局

知法第300号
令和4年5月11日

高知県行政書士会 御中

高知税務署長



インボイス制度に係る周知及び事業者の登録申請に関するお知らせ

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、インボイス制度の開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている事業者の皆様に、早期の登録申請をお勧めしております。

つきましては、インボイス制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、会員の皆様に周知いただきますよう御協力の程よろしくお願ひいたします。

1 貴団体における制度周知について

インボイス制度については、多くの事業者に影響がある改正であり、それぞれの事業者に制度の内容を十分に理解していただく必要があることから、リーフレットを貴団体が発行する会報誌等への折り込みや事業者の方が訪れる窓口等への備え付けなど、制度周知について御協力をお願いいたします（別添1「知っていますか？インボイス制度」）。

2 早期登録申請の御案内

適格請求書発行事業者として、令和5年10月1日から登録を受けるための原則的な申請期限である令和5年3月が近づくにつれて、登録申請が増加することが予想されます。これにより、登録申請を行われる時期によっては、今まで以上に申請から登録通知までに時間を要することが想定されます。

取引先への登録番号の連絡や請求書の記載内容の調整など制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている事業者の皆様については、早期の登録申請をお勧めしております。

3 オンライン説明会の実施及び署主催の説明会の開催等について

高知税務署では、新型コロナウイルス感染症に留意しつつ、説明会等（インボイス制度説明会（全事業者向け・免税事業者向け）・登録申請相談会等）を月1回程度開催いたしております（別添2「消費税インボイス制度等説明会について」）。

つきましては、高知税務署主催の説明会等について、貴団体の会員等への周知等をお願いいたします。

なお、高知税務署主催の説明会等の開催日等については、国税庁HP「インボイス制度特設サイト」内にて御案内（随時更新）いたしております。

また、国税庁では、全国どこからでも御参加いただけるオンライン説明会を開催しているほか、過去の動画も国税庁HPから御覧いただけます。

(注) 各種説明会・相談会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見合せる場合がございますので御留意ください。

4 貴団体の会員向け説明会への講師派遣について

インボイス制度について、貴団体が主催する会員向け説明会・研修会等への講師派遣要望がある場合には、高知税務署職員を派遣させていただきますので、御検討いただくようお願いいたします（別添3「インボイス制度講師派遣申込書」）。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応や感染防止の観点から、開催時期や実施方法等について、貴団体の状況等に応じて御検討いただくようお願いいたします。

5 補助金等について

中小企業庁HPにインボイス制度への対応を支援するための補助金についての資料（別添4「生産性向上に取り組む皆様へ」）が公表されております。

また、公正取引委員会等のHPにおいて、インボイス制度に関する免税事業者及びその取引先の対応に関する考え方を明らかにしたQ&Aが公表されております（別添5「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」）。

インボイスの登録申請を御検討いただく際には、これらの情報も参考としていただきますようよろしくお願いいたします。

高知税務署 法人課税第一部門

統括国税調査官

電話 088-822-1123（内線 627）

○ 御参考

- ・国税庁 HP「インボイス制度特設サイト」説明会御案内ページ
- ・中小企業庁 HP 令和3年度補正予算「生産性向上に取り組む皆様へ」
- ・公正取引委員会 HP 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A」

〈国税庁 HP〉

〈中小企業庁 HP〉

〈公正取引委員会 HP〉

